

平成19年3月27日

条例第22号

熊本県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づく熊本県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 広域連合長は、毎年3月末日及び9月末日現在をもって、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を、それぞれ2箇月以内に住民に公表する。

(公表の方法)

第3条 前条の公表の方法は、熊本県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年条例第1号)による。

(委任)

第4条 この条例の施行に必要な事項については、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。